

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時	令和5年8月7日（月）9時55分～12時05分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	白石裕治 日高実禎 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議 題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配 付 資 料	1 令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

○ 山本部部长

皆さんおはようございます。定刻にはまだ若干時間がございますけれども、皆さんおそろいのようなので、ただ今から、令和5年度第3回目の鹿児島県最低賃金専門部会を開きたいと思っております。

台風6号が北上しておりまして、西側を通過して鹿児島にとって最悪のコースだと心配しておりますけれども、本日の審議をよろしく願います。

それでは本日の部会の成立の状況につきまして、ご報告をお願いします。

○ 松山室長

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員にご出席していただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、6名の希望者がございました。

さらに、記者の方が取材を希望されており、ただ今ホールの外で待機していただいております。

以上となります。

○ 山本部部长

ありがとうございました。本専門部会は有効に成立しているということでございます。

今、事務局から話がありましたように、傍聴者及び取材希望者が来ておられるようです。既に公開を決めておりますので、それでは事務局の方は傍聴希望者の中に入れていただきたいと思います。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 山本部長

それでは、早速審議に入りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料につきましてご説明をお願いします。

○ 松山室長

はい。すみません、座らせて説明させていただきます。

資料は、お配りしている令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況でございます。

こちらは、本日朝の段階で当局において把握しているものを取りまとめたものでございます。

目安ランク別に都道府県を分けて、前年度決定状況、改定最低賃金額、引上げ額、目安、目安比較、結審年月日、効力発生予定年月日について掲載しております。

現在、3労働局で結審しております。

Aランクについては、Aランクに属する6労働局のうち、2労働局において、目安どおりの41円引き上げで結審しております。効力発生予定日はいずれの局も、10月1日となっております。

Bランクについては、Bランクに属する28労働局のうち、1労働局において結審しており、目安どおりの40円引き上げで結審しております。効力発生予定日は10月1日となっております。

Cランクについては、Cランクに属する13労働局全て結審はしておりません。

以上となります。

○ 山本部長

どうもありがとうございました。

今、全国の審議・結審状況についてご報告があったかと思いますが、今の点につきまして何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしいですか。何かあれば。

あ、どうぞ。

○ 濱上委員

どういふ感じを決まったのか教えていただけませんか。採決の構成等。

○ 松山室長

はい。まず、神奈川局におきましては、使用者側の一部反対という形となっております。それから、愛知局に関しましては、全会一致、そして、広島局においても全会一致という形で決定されております。

○ 山本部会長

はい、他に。はい、日高委員。

○ 日高委員

私どもの所でちょっと調べた結果ではですね、それ以外で、静岡が40円、滋賀が40円、山梨40円、福島42円、そういった情報を私どもは知っている、把握している状況でございます。

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございました。

今、いくつかのは、ええと、もう専門部会で結審というか、というレベルのお話しですか。

○ 日高委員

はい。

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございました。

というようなことで、いくつかBランクでですね、専門部会段階で合意が成立しているということのようであります。

それから、ちなみにこの結審は、これ、本審を通過しているという意味ですね。

○ 松山室長

はい。事務局で確認させていただいたのは、本審を通過しているということです。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

他に今の結審状況につきましてご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

はい、それではですね、今回は、労使双方から具体的な資料に基づきまして、具体的な額のご提示をいただきました。

労側からはですね、県内の経済状況は改善しているけれども、経営上の問題としてやはり原材料費とか人手不足が依然としてあるんだと、あるいは県内の就職もコロナ前は55%ぐらいだったものが、コロナ後は60%ぐらいということで若干増加はしたけれども、毎年2000人程度の新卒者が県外に流出していると。あるいは、人手不足ですね、初任給が引き上げられると、こういう傾向があるんだといった話があったかと思えます。さらに、消費者物価につきましても5月で対前年比3.6%アップで、持家の帰属家賃を除く総合で4.3%アップしていると、特に食料が10.3、家具・家事用品で11.2という形で、いわば生活関連のものがかなり大きく上がっているんだと、ということが指摘されました。

さらに、国際比較をしてもですね、97年の水準で20%以上増加していないというのは、賃金が、日本とイタリアくらいで、日本は最低グループに属していると、韓国にも抜かれているということで、働く国という点で言うと日本の魅力は相対的に落ちているということで、その中でも鹿児島はCランクですので、最下位にあると、こういうことがご指摘があったかと思えます。さらに、人手不足の問題も鹿児島県は全国で26位で、正規社員が50.5%、非正規で34.2%、さらに、農村部だと、農林水産業だと83.3%ということで、人手不足も深刻であると。

賃金も水準もですね、最賃との格差が年々拡大していると、こういった話もあったかと思えます。

さらに、実質賃金、鹿児島の実質賃金は前年5月時点で、前月比3.5%減で14か月連続減少しているといったようなことで、かなり厳しい状況がご報告の上、具体的な金額としましては、連合の337の組合の回答が出そろっておられまして、時給の加重平均で52.78円、これをいわば参照して、労側としては53円アップの906円を提示したいと、こういう話でありました。

使側の主張としては、10月1日発行ということに必ずしもこだわらないのでもよいのではないかとということが指摘され、当然できる企業はですね、どんどん賃上げをすべきだし、賃上げについて当然その必要があると認識していると。ただ、持続可能な引上げというようなことも考慮しないとイケないと、国際比較については単純な比較は困難ではないかといったことを述べられまして、商工会あるいは団体中央会の報告に基づいて、経営者の生の声、原材料高、高騰とか、あるいは人手不足といった生の声を紹介されたかと思えます。そのうえで、Cランクの賃金上昇率の第4表の③の2.7%を参考にして、853円の2.7%アップの23円で876円ということをご提示したいとこ

ういうお話でありました。ただ、まだこれには物価の上昇はまだ見込んでいないと、
こういうお話であったかと思えます。

ということで、依然として労使双方の提案には30円の開きがございます。

この隔たりをですね、前回、公労・公使それぞれの個別の協議で寄せていただけない
かという話をしたんですけども、前回の段階では、まだ寄せる意向はあるけれども、
さらなる提案ということには至っておりませんでした。

本日、再度、再検討していただいて、もう一段双方に歩み寄っていただく金額を提
示していただきたいということでお越しいただいていると思えます。

ということで、それではまず、労側から新たな提案がありましたら是非よろしくお
願いいいたします。

○ 白石委員

皆様方の方にはですね、資料を3種類お配りさせていただきました。お配りした文
書につきましてご説明したいと思います。

まず最初に、賃金についてということですが、南日本新聞とですね、第1回の本審
の資料赤14③からということ。

まず、春季の賃上げ妥結状況における賃金上昇率はですね、連合の最終集計結果で、
全体で3.58、中小でも3.23となっております。これは30年ぶりの高い水準となってい
ると。さらに、有期・短時間の賃上げですが、加重平均で引上げ率が5.01というこ
とで、こここのところで第1回目の方は提示させてもらったということになります。

また、南日本新聞によりますと、経団連による賃金引上げの結果ということで、資
料ナンバーのほうで南日本新聞にあります、大手企業で3.91とありましたが、8月
4日発表では3.99で回答額は1万3,362円、そして31年ぶりの高水準になっているとい
うことと、新聞によりますと、構造的な賃上げに向けた起点の年となり、中小企業に
も波及した。来年以降も賃上げの勢いを維持、強化できるよう会員に呼びかけるとい
うようなことで記載されております。

連合、そして経団連の調査におきましても賃上げの方はきちんと上がっているとい
うようなことが確認できると思えます。

賃金の改定状況調査結果によりますと、第4表①②は2.1、③の方は2.7%ではあり
ますが、6月時点の数字というようなことからですね、今回の春闘の結果がまだ4表
の③というところには中小の金額が入ってないのではないかと。これ以上まだ引き上
がっているのではないかとというようなことで考えております。

二つ目の支払能力についてですが、日銀そして第2回目の専門部会の使用者側の資
料というようなところで、日銀が発表しました企業物価指数は6月の速報で改善傾向
にあり、最大の2022年12月の10.6から、2023年6月現在では4.1と大幅に改善されて

おりまして、前月比でマイナスの0.2でございます。

前回の第2回専門部会の使用者側資料の、鹿児島県中小企業団体中央会におかれましても、県内の状況につきましては前月比、前年比とも改善している。同様に鹿児島県商工会連合会の報告でもDIの方は、製造業でマイナスの2.3でありましたが、前年同期比で27.3ポイント改善、そして建設業が6.7、前年同期比で13.4ポイント改善、小売ではマイナスの5.2ですが、前年同期比20.24ポイントの改善、サービス業ではですね3.9、前年同期比で30.6ポイント改善というふうに、業績の方ですね改善されているというようなことが記載されています。

三番目に生計費に関してですが、第2回本審青①資料の別添、それと資源エネルギー庁そして帝国データバンクのデータからでございますが、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金が発効した10月から今年6月の持家の帰属家賃を除く総合というところで見ると、対前年同期比で4.3%、そして全国の加重平均の最低賃金の引上げ率の3.3%を上回る水準となっておりますよということでございます。

そして、基礎的支出項目といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減というようなことで、電気・ガス価格激変に対する緩和対策事業の影響で一定程度押し下げられています。なお、6月の使用分から電気の規制の料金値上げが行われている上に、当該事業の適用は9月使用分までなっていて、10月分以降については現時点では決まってないと。そのようなところも資料として付け加えさせてもらっております。

一例ではございますが、ガソリン価格というようなことで表を付けさせてもらいました。資源エネルギーの統計によるガソリン価格についてですが、全国で高い順に並べてみますとハイオクで全国2番目、レギュラーで4番目、軽油で3番目、灯油で2というような形で全ての資源エネルギーで他の都道府県と比較しましても高い金額になっていると。レギュラーガソリンは最低価格と比べますと11.1円高い。そして全国平均より6.3円高い。そして灯油は同様に343円、そして全国平均とすると217円高いと。全国でもエネルギー価格異常に高くなっていると。他県と比較にならないほど高い価格になっておりまして、離島におきましてはこれ以上に金額が上がっているということも考慮しなければならないのかなと思っております。

そして、燃料油価格の激変緩和措置は令和5年9月末で終わる。

そして、帝国データバンクによる8月の食品の値上げは1,102品目、9月で2,014品目、10月で4,261品目となっています。2023年の通年の値上げ品目は3万710品目で昨年の2万5,768品目を既に上回っておりまして、年間累計ではバブル崩壊以降で類を見ない記録的な値上げラッシュだというようなことで帝国バンクの方も載せておりますし、今後も物価上昇は続いて最低賃金に近い賃金の水準の労働者の生活は今以上に

苦しくなっていくのではと考えております。

四つ目に、景気動向についてということでございますが、帝国データバンクの8月3日発表によりますと、景気は小幅に改善と、そして2023年7月の景気DIは昨年比で0.2ポイント増の45.2となり2か月の改善、そして景気は人手の増加や猛暑など、季節物の消費が下支えして小幅ながらプラスに転じていると。また、今後の国内の景気は設備投資の拡大や対面サービスをベースに緩やかな上向き傾向で推移している。そして、レギュラーガソリンは7月末まで10週連続で値上がりしているというようなことが書かれております。

そして、価格転嫁についてということと言わせてもらいますと、パートナーシップ構築宣言とは、取引先と共存共栄の関係を築くために企業規模に拘わらず、取引先とのパートナーシップの強化、価格交渉等できる関係の構築、そして利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェアすることで成長と分配の好循環を目指し、規模の小さな企業や個人事業主でも安心して事業を営んでいける可能性を秘めた取り組みだというふうに理解しております。中小企業そして小規模事業者への取引条件のしわ寄せ防止というようなことで、下請取引の適正化を進めることだというふうに理解しておりますが、8月2日に鹿児島県主催の価格転嫁の円滑化に向けた鹿児島県の取り組みというようなことで、うちの日高が参加しておりますが、その資料でございます。意見交換会の資料によりますと、7月25日現在宣言企業数は293件で伸率が202.1%というような形で大分伸びているようには見えておりますが、全体の分母は5万件以上とのことで、全体の総数で見ると全く進んでいない状況にあるというふうに考えられます。

アンケートにもあるように宣言の未実施企業の回答では、受注者、発注者ともに宣言について知らないの回答が多く、そしてメリットを感じられない、必要性を感じられないと宣言の趣旨が分かっていないような、私からすると理解しがたい回答が羅列されているなど思っております。

そして最後にですが、最低賃金の額についてですが、今年度の地域別最低賃金の改定の目安について、答申書には、地方の最低賃金審議会への期待ということ等で、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方の最低賃金審議会において地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があるということや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されることを、というようなことが記載されております。

鹿児島の実質賃金は前月比で3.5%減、部会長からもありましたが、14か月連続で減少しております。

連合が掲げる誰もが時給1,000円という早期実現に向け、諮問に沿ってですね、地域間格差の是正を図るためにも47円引き上げて900円ということを求めます。

最低賃金は生存権と直結しております。最低賃金は地域における労働者の生計費と賃金、事業者の支払能力を考慮するというふうに定めてありますが、最重要視すべき点は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる生計費を得ることだというふうに我々は考えております。

参考にですが、率でというようなこともございましたので、1回目906円、引上げ率が6.62%、そして2回目の提示900円が引上げ率が5.51と、引上げ額で47円、影響率で21.40、未満労働者が46,145人。これに関しては昨年の令和4年853円に対して未満労働者数が48,178人というようなことも比較しますと、去年よりも労働者自体は少なくなっているというようなことで提案させていただきたいと思っております。

付け加えて価格転嫁について日高の方からご説明させていただきたいと思っております。

○ 日高委員

今47円という引上げ額を申し上げましたが、目安が39円というものの影響率と47円という影響率を見ても、私共の考えとしてはそう差はないというふうに思っているところであります。

次に一枚物をお渡ししていると思っております。価格転嫁の円滑化に関する協定書の締結状況ということで、なかなか価格転嫁も進んでいない状況にありまして、少し資料を付けさせてもらって、鹿児島県の状況などについても触れさせていただければと思っております。全国的に都道府県が呼びかけを行いまして、価格転嫁の円滑化に向けた協定書の締結が進んでおります。47都道府県のうちの半数以上が締結している、そういった状況にあります。協定書の主な目的として、1項の方に記載してございますが、全てこの文言どおりではないんですが、おおよそこのような主旨で協定書が締結をされております。

二つ目の方に参加団体として福岡県の場合と資料にお付けしてございます。福岡県をはじめ、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、労働局、あと経営者団体の皆さん、そしてトラック協会とかですね関係する団体、私共労働組合の連合福岡も参加いたしております。全国的な流れはだいたいこのような構成で締結がされております。

締結の度に九州産業局なり国交省もですがホームページの方にこうして結びましたよということはピーアールしていただいているところであります。

三つ目として九州ブロックはじゃあ締結状況はどうかといいますと、一番早かったのは大分県でございまして、あとできていないのが佐賀県、熊本県、鹿児島県です。宮崎県については明後日締結する予定になっております。沖縄県につきましては、締

結という形ではなくて共同宣言という形で16団体が集まって8月下旬に宣言を行うという予定になっているようでございます。

Cランクはどうかといいますと、お示しいたしましたとおり、半数以上のところがもう既に締結を終わっております、できていないのは青森県、高知県、佐賀県、熊本県、そして鹿児島県、そういった状況になってきているというふうに思っております。米印のところにありますとおり854円という県は全て締結をしていて、あと残っているのは853円のところが幾つか残っているというふうな状況です。

それで、鹿児島県の状況ですが、まず私どもの連合の方でもですね、働く仲間から、例えばバス事業者は貸し切りバスの料金がいわゆる需要と供給によって変動する、ホテルなんかは今そうなっていますよね、貸し切りバスもそういったふうに変ったそうです。しかしなかなか市民の皆さんに受け入れられていないんじゃないのかという心配がある。運送業につきましても、鹿児島県は中小の運送業大変多いです。一番価格転嫁が進んでいないのがやはり運送業だというふうに言われております。実際そのようになっております。なかなか価格転嫁はできないんだと、大手はできるんだけど鹿児島県みたいに中小の運送業者はできないんだ。また、県とか各自治体の公共事業を請けているところです。年度の途中で最賃が上がったりこうするわけですが、最賃が上がりましたがどうですかと聞かれはするそうなんです。でも、次年度の仕事が欲しいから言えないんだと。で、県とか各自治体は聞いたけれども0件でしたというふうに数値を上げている。でも実際はそうじゃなくて、ギリギリのところまで今までパートで3時間働いた分が2時間で削られているんですとか、そういった実態があつて是非連合としても取り上げて欲しいというような声も多く寄せられていたところであります。

私共3月29日に県の方へ中小企業・小規模事業、鹿児島では99.9%がそのような企業だと言われてますし、そこで働いている労働者は、全体の7割がそこで働いている。そういったところで事業者が価格転嫁が適切にできる環境作りに、環境整備を是非鹿児島県としても取って欲しいと。その手段として協定書を是非県が音頭を取って関係する団体を集めていただいて、協定書を結んでいただけないかという要請を3月29日に行ったところです。

労働組合の立場からなかなか私共が表に立ってそういった話を県に申し出たというのはいかがなもんかなと少し気にもしましたので、マスコミには今日は意見交換に来ましたということにいたしました、実際はそのような取り組みもやっております。

なかなか進展がないものですから、県議会の方で取り上げていただいて、先ほどお知らせしたとおり8月2日に県との意見交換が実施をされたところです。構成は鹿児島県や九州経済産業局とかですね、運輸局とか労働局もございましたが、あと経営者団体の皆様方、およそ協定書を福岡で結んだメンバーに近い方々がお集まりいただいた

中で、今の現状について話をいたしたところです。しかしながら県からは一切価格転嫁に向けてどのようにしたいと、どのように考えているというのは一切、実は出なくて私共の意見をただ聞いただけと。次はまた要点を絞って、また出直しましょうで終わったところでありまして、全く、県としては音頭を取って価格転嫁を進めていくんだというのは全く見えていないのが実情です。九州で先ほど言いました大分県が最初で導入をいたしました。大分県は中小企業振興基本条例、全ての自治体で締結されて結ばれております。鹿児島県はどうなんでしょうか。なかなかそこも進んでいません。先ほど申しました通り、99.9%が中小・小規模事業者なんです。やはり行政がしっかり目を向けてくれないことには価格転嫁の問題は進まない。そういった意味では最賃の問題にも影響を及ぼすというふうに、そのような状況にあるということについてご報告させていただきたいということで発言させていただいたところです。以上です。

○ 山本部長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、さらに追加的な資料を加えまして、賃金支払能力、あるいは物価上昇その他ですね。あるいは価格転嫁、各県の円滑化に関する協定の締結状況といったようなことを踏まえまして、新たに6円を寄せて47円の引上げと、900円を求めたいと、こういうご提示があったかと思えます。

今のご提案につきまして、ご質問ご意見等ありますでしょうか。いかがでしょうか。あれば。よろしいでしょうか。

それではですね、今労側から提示をいただきましたので、次は使用者側からですね、今回の新たな提案を是非お願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○ 濱上委員

前回は、最賃を決める3要素といわれる労働者の生計費、賃金、支払能力を総合的に表していると言われている賃金改定状況調査の第4表、その中でも特に高めに出る③のCランクの賃上げ率2.7%ということで、23円を提示させていただきました。正直、これはこれまで以上に高い数字なのかなというふうには思っております。ただ、あの後公益の先生方からももっと歩み寄れと、もっと物価を考えてほしいというようなことがありまして、ある意味、どのようにすればいいのかということで非常に頭が痛いという状況であります。

今、先ほどからありますように、景気が改善傾向にあるということは我々も十分認めておりますので、我々も最賃を上げてはならないということではなくて、もちろん上げるべきだというふうには思っております。ただ、いつも申し上げております通り、持続的に上げられるような形でないと企業そのものの存続が成り立たなくなる。結果

とすれば、働く場所が無くなる、雇用もできなくなる、それを非常に心配をするわけです。それですね、我々もいろいろと考えていますが、土日を挟んでいたりしたものですから、まだこの三人での詰めが終わっておりません。出す方からすると、そう簡単には幾らというふうには、単なる数字の動きじゃないものですから。ということでは少しお時間をいただけないかというご提案でございます。まず。

○ 山本部長
そうですか。

○ 濱上委員
そんなに時間はかからないと思いますけど、ちょっと一旦。

○ 山本部長
使側の事情があるようですので、それでは一旦協議を中断いたしまして、別室の方で使側の方で三人で協議していただいて、新たな提案をしていただくということにしたいと思います。
一旦ここで協議を中断したいと思います。よろしくお願い致します。

(使用者側協議)

○ 山本部長
それでは使側協議が整ったかと思しますので、三者での協議を再開したいと思います。
それでは使側の方からの新たな提案をお願いいたします。

○ 濱上委員
すいませんでした。お待たせいたしました。
歩み寄れということで今話をしたんですけども、一つデータを基にお話させていただきます。

中賃が目安の委員会で公益側が目安を出す際に4.3%という数字を重視したということであり、これは物価指数の持家の帰属家賃を除く総合の去年の10月から今年の6月平均で算出されているということで、これを鹿児島市に当てはめると、3.7%という数字になります。

ということで、中賃の流れから私どももそのデータを大事にしたいということで、853円の0.037倍、これが31.5になりますので32円ということで前回より9円プラスし

たい。これだと物価もきちんと考慮した額になるのかなというふうに思っておるところでございます。

瀬平委員からも追加があります。

○ 瀬平委員

補足して何点かお話しします。

前回の、私の方でお配りした鹿児島銀行さんが出されている賃金改定計画で、2023年度の賃金改定計画、これで33%の企業の方が2%から3%未満の賃金の引上げ率を実施したい。それから31%が1%から2%未満の引上げ率でやりたい。で、13%ぐらいが3%から4%未満でという賃金改定計画が出ております。これに対しても企業の方々が上げなければならないというのは、人手不足とそれから物価の上昇ということを加味してこれだけ上げたいと鹿児島県の企業の方は考えていらっしゃる。そこで提示された先ほどの3.7%というのは大方の引上げ率である2から3%未満、33%も上回っておりますし、一つ妥当な線ではなかろうかというふうに考えております。それから、前回労働者側から出されました資料でございますけれども、前回の資料で33ページですかね、33ページの方に連合のプレスリリースというのが出されておりますけれども、ここで賃上げということで、全体では3.58%で、300人未満、この中の99人未満のところでは2.94%の引上げということがございます。ここで表記されておりますけれども、鹿児島県の企業は大体99人以下というところが統計によりますと96%ぐらいあるということですので、先ほど提示しました3.7%というのはこれも上回っているのではないかとというふうに考えております。

以上で補足説明を終わります。

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございました。

使用者側からは中賃の目安が4.3%、これを重視していると。これを鹿児島に引き寄せると鹿児島市の平均の物価指数がですね、アップが3.7%であると。したがって、これを適用してといいましょうか、参照して32円のアップと提案したいと、こうゆうご説明であったかと思えます。さらにこれは、連合が出しておられた99人以下の規模でのアップ率2.94といったものもですね範囲内であるということですので妥当ではないかといったそういったようなお話であったかと思えます。

一応これで双方出そろいましたけれども、

○ 濱上委員

すいません、ちょっと。

○ 山本部会長

はい、どうぞ。

○ 濱上委員

ちょっと、規模感といいますか、32円というのは低そうに見えるんですけども、企業にとってどういったインパクトがあるのかということで、ちょっと試算をしてみました。小企業、零細企業ということではないんですけども、いわゆる労働集約型の企業は、例えばパートさんをたくさん雇ってらっしゃるような企業とかですね、100人のパートさんがいるスーパーがあったとする。例えばそこで30円引上げられたとすると、100人でパートさんが1日6時間働かれたとする。そうすると30円かける6時間で180円額が上がるということですね。そしてその方々が100人いるということで、18,000円、1日ですね。そしてその方々が25日間働くとすると18,000円かける25すると45万円ということになります。これは月間ですので、年間に換算しますと540万円ということになります。540万円の利益をきちっと出さなきゃいけないんですけども、540万円、例えば利益率が5%だとすると、年間で540万円の利益を出すには5%だとすると1億を超える売り上げ増につながらないといけないということになります。お一人お一人は少ないのかもしれませんが、規模感からいうとその程度の規模であるということをご理解いただきたい。

まあ、若干単純に見すぎたのかもしれませんが、そのように広がっていくというふうなことでございます。

以上です。

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございました。

ただ今労使双方から提示がございましたけれども、まだ前回30円の差があったわけですけど、それが15円縮んで、差が15円となっておりますが、まだ15円の差が、格差がございます。ということで、ここで協議を打ち切ることはできませんので、今の使側のご提案につきまして何かご質問・ご意見はありますでしょうか。いかがでしょうか。

あ、どうぞ。

○ 眞下委員

今言われた説明というのはよく分かる、数字上ではですね。ただ、先ほどから出てくるような持続的に賃上げをするためにとか、人手不足、物価上昇に対してという

ころに関して言うと、足元では多くの人たちが生活に困窮して困っている。今顕著に出ているのが、本当に、学校が休みになっていて子供たちの食事の準備すらしてあげられないというような状況だというような話も聞いております。そういうところを改善するという意味でも最賃という意味もあると思いますし、前回から出ているように、最賃若しくは賃金引き上げに関する中小企業や小規模事業者に対する支援策若しくは働き方改革推進の助成金というようなものがたくさんメニューとして今出ている。これをもし、使われているのか使われていないかというところなんですよね。これを使ったうえで今の数字ということであれば検討しないというわけでもないんですが、そういうものが出ているにもかかわらず、以前の濱上委員のご発言にありましたように、ない袖は振れないというご発言がありました。それを補填するのがこの施策であったり助成金なのではないかなというふうに思っております。そういうところを是非使用者側にはですね、特に、当然払えるところにはどんどん上げてくださいという発言もありましたが、それをできないというところに関しては、逆にこうゆうものをどんどんどんどんアピールするなりご指導するというようなことがあってもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○ 山本部長

はい、どうもありがとうございました。

他に、何か。

あ、どうぞ。

○ 松枝委員

一つご質問ですが、先ほど根拠としました物価水準のところを鹿児島市のデータを基にご算定いただきましたけれども、手元資料としては確かに全国か鹿児島市しかないのですけれども、県内一円で見れば鹿児島市と他の半島、また、離島はまた違うのではないかなと思うところですが、その辺りのお考えをお聞かせしていただきたいと存じます。

○ 濱上委員

はい、数字的なことと言えば、たぶん離島の方がむしろ高いのかもしれませんが、きちっとした、あいまいな数字というのが、じゃ3.8でいいのか、3.9でいいのかというのが我々もちょっと説明ができないものですから、ここについては鹿児島市の数字から導き出せる3.7ということで一応出させていただいたということでございます。それと我々は一応影響率も見ていまして、32%だと19.39ですかね。これも高い数字だとは思いますが、一応20を切っている数字でもあるというようなのも

判断材料の一つであります。

○ 山本部長

はい、どうもありがとうございました。

他に何かご意見ありますでしょうか。

それでは、まだ依然として提示された額が、15円の格差があります。

これ以上双方ご意見がないということですので、一旦ここで三者の協議を打ち切りまして、個別の公・労、公・使の協議に入らせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

それではですね、いったん審議を中断いたしまして公・労、公・使それぞれ個別で協議をしたいと思えます。申し訳ありませんけれども、傍聴者の方はいったん退室をお願いいたします。

(個別協議)

○ 山本部長

それでは三者による協議を再開したいと思います。

ただ今、公労、公使それぞれですね、個別に協議を行いました。

労側との間ではですね、まだ格差が、開きが15円ございますので、これをもう少し歩み寄るということで再提案はないかというお話をいたしました。結果としてはですね、現実には実質賃金が下がっていますし、物価もかなり高騰しているということで、しかも格差を是非とも是正したいと、こういう意向も労側からは表明されております。現時点でまだCランクの結審が全く一つもございません。やはり他県の状況を見ながらというわけではありませんけれども、それもやはり十分勘案したいと。そういう事情もありまして、現実的にはですね、今回さらに歩みよせて新たな提案をするということはちょっと控えたいと、こうゆうお話でありました。

同様に、使側もですね、鹿児島県の3.7%のアップを勘案して32円と、こういうお話でしたけれども、現実的には生活関連の値上がりが続いているという事情は理解されていますし、なおかつ39円という目安もですね、勘案はしているということで、ただ、現実的な、引き上げの、中小零細の現実の姿をやっぱり後ろに背負っておられますので、そこから考えるとですね、現時点でさらにもう少し歩み寄せるということは、ちょっと控えたいと。ただ、この議論をずっと長引かせるというつもりもないということでもありますので、次回の期日にはさらに前寄せた、あるいは引き寄せた金額が提示できるような額を持ってきたいとこうゆうお話でございました。

ということで、結果的に公益としては15円の格差をもう一步、二歩縮めるようなご

提案を求めたんですけれども、現時点では双方、労使双方からそういった新たな金額のご提示を得ることはできませんでしたので、これ以上ここで議論を進めることは困難であろうというふうに判断をいたしました。

ただ、まあ、本日結審をしないと10月1日発効が事実上不可能になります。したがって遅くとも次回の期日にはですね、極力結審をしたいという方向で労使双方をお願いをいたしました。労使双方共ですね、特に引き延ばすということは考えておられないということで、次回にはですね、極力結審できる方向での金額を提示したいと、こういったご意向だったかと思えます。

そのように今後進めたいというふうに思いますけれども、何かご意見ございますでしょうか。何かあれば。

双方それぞれ、いろんな、労側、使側それぞれの事情などいろいろお聞きしました。

公益としても議論の仕方として、だんだんだんだん目安に近づけていくような議論の仕方がいいのかどうか、最初から目安を起点にしてどうなんだという議論をしたほうがいいんじゃないかという、こういう考え方も出しましたけれども、今回そうしたやり方はしていませんけれども、今後の審議の進め方としてですね、一つの考慮事項かなとは考えております。

ということで、よろしいでしょうか。

はい、それではですね、本日の審議はこれで終わりたいと思えます。

まず、事務局の方から次回期日その他についてご報告をお願いできますでしょうか。

○ 松山室長

はい、次回は、8月10日木曜日午前10時からの開催となります。

会場は、本日と同じこの会議室になります。よろしく願いいたします。

○ 山本部会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次回は、8月10日木曜日の午前10時から、この会場でということになります。

それでは最後に議事録確認者を指名します。

労側は白石委員、使側は濱上委員で。

はい、それではですね、本日の専門部会は以上で終了したいと思います。

どうもありがとうございました。